

土木工事等のための発掘に関する届出について

遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）内で建築や土木工事を計画している場合は、早急に社会教育課と協議してください。文化財保護法が適用されるため、工事着手60日前までに、計画図面等を添えて「土木工事等のための発掘に関する届出書」等（様式A・B・C）を提出し、発掘調査などの遺跡保護処置をとらなければなりません。

提出書類（各1部）

- ・土木工事等のための発掘に関する届出書（八戸市教育長あて）様式A
- ・土木工事等のための発掘に関する届出書（青森県教育長あて）様式B
- ・発掘調査承諾書 様式C

添付書類（各3部） 例：住宅建築の場合

- ① 案内図（住宅地図）
- ② 公図
- ③ 配置図（敷地内での建物配置が分かるもの）
- ④ 基礎伏図・基礎断面図（杭打ち、地盤改良等がある場合はその図面も）
- ⑤ 浄化槽仕様書、浸透枘計画図
- ⑥ 造成図面（切土・盛土造成等の範囲と深度が分かるもの）

※②～⑥は、縮尺が分かるようにしてください。